



札幌市告示第285号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年札幌市告示530号で指定した、特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

平成31年（2019年）1月22日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定を解除する区域の所在地  
札幌市南区白川1814番地43の一部
- 2 特定有害物質
  - (1) 法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質
    - ・六価クロム化合物
    - ・水銀及びその化合物
    - ・砒素及びその化合物
    - ・ほう素及びその化合物
    - ・鉛及びその化合物
  - (2) 法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質
    - ・鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去